公益社団法人松戸市シルバー人材センター安全適正就業員設置規程

(目的)

第1条 安全適正就業員を、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会設置規程」に基づき、公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の安全適正就業の取り組みを推進することを目的に、センター専門部会の地域部会に設置する。

(構成)

第2条 安全適正就業員は、地域部会の部会員を以て構成する。

(就業員長・副就業員長)

- 第3条 安全適正就業員には、就業員長、副就業員長を置き、地域部会の部会長、 副部会長をもって充てる。
- 2 就業員長・副就業員長のその他の職務については、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会設置規程」第4条第4項から第6項までの規定に準ずる。

(会議)

- 第4条 安全適正就業員の会議は、必要に応じ就業員長が随時招集する。
- 2 安全適正就業員会議に理事長、常務理事及び事務局長は必要に応じて出席することができる。

(報酬等)

第5条 安全適正就業員の会議に出席した場合の報酬は、「公益社団法人松戸市 シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程」及び「公益社団法人 松戸市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程」の定めに準じて 支給する。

(庶務)

- 第6条 安全適正就業員の会議の庶務は、センター事務局にて処理する。 (委任)
- 第7条 この規程に定めるもののほか必要事項は、理事会で協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。